

お知らせ（薬）006  
平成22年8月31日

### 医薬品マスターの改定について

今般、別表の医薬品については、平成22年3月5日付け厚生労働省告示第76号及び平成22年8月6日付け厚生労働省告示第325号に基づき「廃止」します。（経過措置年月日「20100831」（38コード））

また、この公表レコードの適用年月日は、平成22年9月1日であることから、平成22年8月診療分請求に係るマスターへ誤って使用することのないようご留意願います。